

定例会議資料	損害賠償請求事件の終結について	令和4年11月30日 監察課
<p>1 事件名 高知地方裁判所 令和3年(ワ)第247号 損害賠償請求事件</p> <p>2 当事者 (1) 原告 A (2) 被告 高知県(代表者知事 濱田 省司)</p> <p>3 事件の概要 原告は、自らが児童相談所へ為した児童虐待に関する通報に関し、同相談所から連絡を受けて保護者宅に臨場した高知署員が、通報者が原告であることを保護者に伝えたことにより同人との関係性が悪化し、多大な精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求めて提訴していたものである。</p> <p>4 和解の成立 (1) 和解に至る経過 ア 訴訟経過 令和3年10月18日 提訴 12月2日 期日前三者協議 令和4年2月1日 第1回口頭弁論期日(その後2回の口頭弁論期日を設定) 6月30日 裁判所から和解案が提示 7月5日 裁判所和解案につき、原告被告双方の同意意思を確認 イ 令和4年9月高知県議会定例会への和解議案提出 裁判所提示の和解案を検討した結果、和解案のとおり合意することが相当であると認められたことから、原告と和解することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により県議会へ和解議案を提出、令和4年10月14日、議案が原案のとおり可決された。 (2) 和解の成立 令和4年11月15日、高知地方裁判所において原告被告双方による和解内容の最終確認を行った後、和解が成立した。</p>		